

令和2年11月20日

野木町農業委員会第5回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第5回総会 会議録

1. 開催日時 令和2年11月20日（金）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
会長 9番 黒 須 市 郎
会長職務代理者 7番 田 村 良 実
委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農用地利用集積計画の策定について
議案第4号 野木農業振興地域整備計画の変更について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「議 事」

事務局次長 開会を宣言（午前10時）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木誠委員、2番 柿沼誠委員
を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第5条の規定による許可申
請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号について説明。
南赤塚 1筆 365㎡
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の設定 使用貸借権設定
事由の概要 一般住宅敷地

議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 11月13日午前10時30分から、6番委員、地元の1番委員とA氏、
代理人の立会いのもと現地調査を行った。B氏は町外の自動車販売を行
っている。A氏はB氏の父親で、申請地を住宅敷地として使用貸借を結
ぶものである。近隣農地の同意も得ており、農地への被害防除も十分行
うとのこと。50センチから60センチ土盛りを行うとのことだったが、
申請地は道路から30センチほど下がっているため、それほど道路から
高くなるわけではない。開発許可手続きも同時進行中であり、許可が適
当であると思われる。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

1番委員 2番委員の調査報告のとおりであり、なんら問題は無いと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手
を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号（1件目）について説明
友 沼 1筆 475㎡ 登記簿 畑・現況 畑
願出人 C 氏
事由の概要 平成11年より砂利敷駐車場として隣接地と一体で利用している。

議 長 担当調査員の報告を求めた。

7番委員 11月15日午前10時から8番委員、4番委員、地元委員、地元推進委員で、願出人の代理人の立ち合いの下、現地調査を行った。事務局の説明のとおり、平成11年から砂利敷駐車場として隣地と一体で駐車場として利用していた。50センチ程掘った際に杭が出てきた。隣の農地とも50センチほど差があるため、50センチほど土盛りしたものと思われる。周囲の農地の同意も得ており、なんら問題はないと思われる。

議 長 質疑に入る前に、議案第2号の2件目について本件と関連性があるので先に事務局が説明をしてから併せて質疑を受けたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号（2件目）について説明
友 沼 1筆 654㎡ 登記簿 畑・現況 畑
願出人 D 氏
事由の概要 平成11年より砂利敷駐車場として隣接地と一体で利用している。

議 長 担当調査員の報告を求めた。

8番委員 11月15日、議案第2号1件目の調査と同時に行った。調査員・立会人も1件目と同様である。1件目の説明通り、平成11年より砂利敷駐車場として隣地と一体で利用してきたものである。杭も確認できた。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

4番委員 C氏に確認したところ、20年前に土盛りをした際に、石が混ざっており農地として使えない状態だった。そのため、除草剤を撒きながら現在まで隣地と一体として駐車場として利用してきたとのこと。非農地とし

て問題ないと思われる。

1 番委員 C氏とD氏は農家か。

4 番委員 C氏は農家であるが、D氏は相続で取得した農地であり、農業は行っていない。

議 長 始末書は出ているのか。

事 務 局 出ています。

3 番委員 申請地の奥の農地へ入っていく道は残るのか。

4 番委員 南側に道路があり、問題ない。

3 番委員 現地は農地に戻せそうな状態か。

7 番委員 非常に困難と思われる。

3 番委員 このような案件を非農地として認めてしまうと、同じような案件が続くのではないか。

議 長 違法転用として指導しているような案件は、20年経ったから非農地と認めるようなことが無いよう事務局でよく引き継いでいくことが必要。

事 務 局 そのようにしていきます。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第2号1件目と2件目について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(6名挙手)
許可することに反対の委員の挙手を求めた。(2名挙手)
賛成多数と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号農用地利用集積計画の策定について、事務局の報告を求めた。

事 務 局 議案第3号について説明。

(1件目)

新規 友 沼 2筆 3, 693㎡ 現況 田

設定する者 E 氏
設定を受ける者 F 氏
期間 令和2年12月1日から令和12年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり7,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

(2件目)

更新 中谷 3筆 1,381㎡ 現況 田
設定する者 G 氏
設定を受ける者 H 氏
期間 令和2年12月1日から令和5年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 米30kg
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(3件目)

更新 南赤塚 1筆 1,666㎡ 現況 田・・・①
南赤塚 1筆 1,761㎡ 現況 田・・・②
中谷 3筆 2,602㎡ 現況 田・・・③
中谷 2筆 1,024㎡ 現況 畑・・・④
合計 7筆 7,053㎡
設定する者 G 氏
設定を受ける者 I 氏
期間 令和2年12月1日から令和5年11月30日
利用権の種類 ①、④：使用貸借権
②、③：賃借権
借賃 米5袋、電気料、維持費
借賃の支払時期 毎年12月31日までに支払い

(4件目)

更新 佐川野 1筆 1,097㎡ 現況 田
設定する者 J 氏
設定を受ける者 K 氏
期間 令和2年12月1日から令和12年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり5,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め、全て承認することを告げた。
次に、議案第4号野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第4号について説明。
川 田 2筆 28.12㎡ 登記簿・現況ともに畑
利用目的 住宅敷地
利用予定者 L氏
所有者 L氏

議 長 川田地区担当調査員の報告を求めた。

5番委員 11月17日午前11時に3番委員、地元推進委員と調査を行った。立会人は、申請者の代理人が立ち会った。本申請は昭和55年に行われた土地改良による残地となった農地の申請である。以前から非農地であった証明は近隣の方からもらっている。また、申請地の南側の農地は申請者が耕作している。申請者の息子が、申請地の北側に家を建てるにあたり、申請地が農地であることが発覚し本申請となった。

議 長 質疑がないか諮った。

7番委員 南側の申請地の現況はどうなっているのか。

3番委員 小さい木が植わっていた。

議 長 申請者は今回の申請地2筆について、宅地の一部として一体的に使用しており、農地である認識がなかったようである。
申請地の西側にも同様の土地があるが、そちらも農振農用地なのか。また、申請地の南側の砂利敷道路はどのような扱いなのか。

事 務 局 西側の同様の土地も別の所有者の農振農用地です。申請地の南側の道路は町道です。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 議長が地元委員として発言。

議 長 調査員の報告のとおりである。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。
(全員挙手) 全員賛成と認め、適とすることを告げた。
次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の報告を求めた。

事 務 局 報告第1号について説明。
野 木 3筆 1, 995㎡ 登記簿・現況ともに 田
中 谷 7筆 8, 035㎡ 登記簿 畑・現況 田
中 谷 19筆 17, 336㎡ 登記簿・現況ともに 田
計 29筆 27, 366㎡
権利を取得した者 M 氏
権利取得日 令和2年9月24日
取得した権利 相続による所有権

議 長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事 務 局 報告第2号について説明。
友 沼 1筆 38㎡ 登記簿・現況共に畑
譲渡人 N 氏
譲受人 O 氏
事由の概要 住宅敷地の拡張
移転の内容 贈与による所有権移転

議 長 この案件は調査不要のため報告のみと告げた。次に、報告第3号農地法第29条第1号該当証明について、事務局の報告を求めた。

事 務 局 報告第3号について説明。
野 木 1筆 110㎡ 登記簿・現況ともに畑
届出人 P 氏
事由の概要 農機具格納庫

議 長 この案件は調査不要であることを告げた。

次に、報告第4号農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局

報告第4号について説明。

(1件目)

届出人	Q 氏
変更前の経営責任者	R 氏
変更後の経営責任者	Q 氏
変更理由	死亡のため

(2件目)

届出人	S 氏
変更前の経営責任者	T 氏
変更後の経営責任者	S 氏
変更理由	死亡のため

(3件目)

届出人	U 氏
変更前の経営責任者	V 氏
変更後の経営責任者	U 氏
変更理由	高齢のため

議長

この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第4号及び報告第1号から第4号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局

①農地の貸借・売買について
②令和3年度農業用免税経由に係る申請について

議長

他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時35分)